

利根町告示第48号

利根町広報紙広告掲載取扱要綱を次のように定める。

平成30年8月31日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町広報紙広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利根町が発行する広報紙に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報紙 利根町が毎月発行する広報紙をいう。
- (2) 利根町有料広告審査委員会 利根町有料広告審査委員会設置規程（平成30年利根町訓令第5号）第1条に規定する利根町有料広告審査委員会をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載の対象としない。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織又は団体に関するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載料は、次の表のとおりとする。

規格	刷色	広告掲載料(1号あたり)
半枠 45mm×90mm	町が指定する色	5,000円
全枠 45mm×190mm		10,000円

2 同一広告掲載者が広報紙1号につき掲載できる広告の枠数は、半枠又は全枠のいずれか1枠限りとする。

3 広告を掲載する頁及び掲載位置は、町長が指定する位置とする。

4 広告の掲載順序は、広告掲載申込みの先着順によるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、利根町広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第6条 申込者の数が広告の掲載枠数を超えるときの広告掲載の優先順位は、次の表のとおりとする。

優先順位	申込者
1	町内に事業所等を有するもの
2	その他広告を掲載することが適当であると町長が認めたもの

2 前項の規定による優先順位が同じである申込者が複数あり、掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による広告掲載の申込みを受けたときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定したときは、利根町広報紙広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査は、利根町有料広告審査委員会が行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、広告主又は広告の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (2) 町長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町長が認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消したときは、利根町広報紙広告掲載取消通知書（様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広報紙に掲載する広告の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。